Title	高麗時代の絹織物生産について
Author	北村, 秀人
Citation	人文研究. 37 巻 9 号, p.713-752.
Issue Date	1985
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

高麗時代の絹織物生産について

北 村 秀人

は じめに る行品とのなどはおいる様々部の位置を変あめて最らになるの意識は質問

とした。そうした王朝の経済基盤は、いうまでもなく全国の人民の生産活動に負うているのである。しかし、その面 に関しては史料的制約が大きいこともあって、余り関心が向けられず、解明も進まないままになっているのが実情で 高麗王朝は全国の民を郡県制を通して支配し、彼らから種々な形で多様な物資を収奪して、それを重要な経済基盤

ある。 かし、やはり全体として史料的制約が多くて、充分な対応はできなかった。所の中には絹織物生産に関するものもあ たが、 かつて、私は高麗時代の所制度の検討を通して、当時の民衆の生産活動の面について管見を試みたことがある。し 所の特殊面としてのそれには同じく言及し得ずに終った。

品などとしての面からとり上げられてきており、そこでは高麗の絹織物製品の優秀性が指摘される傾向がみられる。 ところで、 高麗時代の絹織物に関しては、主として、対外関係における進奉品あるいは対外商業活動における交易 生産の前提をなす蚕桑の状況などまで視野に入れながら高麗の絹織物について論じる試

高麗時代の絹織物生産について

しかし、生産機構の在り方、

みは殆んどなされていない。

生産を検討し、当時の民の生産活動の一断面をみてみたい。 そこで、本稿では、前記絹織物関係の所も含めて、生産機構の在り方、蚕桑の状況などを中心に高麗時代の絹織物

7一章 高麗前期の絹織物と蚕桑法

-

る際の換算比率の内容が記されているが、そこには、大絹・中絹・小絹・大綾・常平紋羅・大紋羅・綿紬 賜物ないし褒賞品として、錦・綺・綾・羅・綵・紈・絹・紬等多様な絹織物と絹糸や真綿、あるいはそれらを材料と にみられ、対価として支払われた錦・絹の額も全体として多かったと推測される。(3)高麗の王族、王朝に功績のあっ などが進奉品として相手国に贈られている。②また、『高麗史』巻二定宗世家三年(九四八)秋九月の条によると、 た臣下や地方民、王の嬖臣、老齢者、孝子・節婦、さらには来朝した女真人や耽羅 東女真の献馬七○○頭に対する対価として一頭につき錦・絹各一匹を支払っている。女真の献馬は高麗前半期に頻繁 如く、それらの国々との通交関係においては綾・羅・紬等の織物、あるいは錦・綾・羅等を材料とした多様な工芸品 高麗時代の内外の記録には、高麗において絹織物が各種の用途に国家から支出されていることがみえている。(1)ま 睿宗一〇年(一一一五)に三司が改定した禄折計法、 当時の複雑な国際政局の中で、高麗は五代・宋・遼・金等の諸国と国交を結んだが、すでに明らかにされている ・ 褥ほかの製品などが賜与された事例は枚挙に暇がない程である。(4) 『高麗史』 巻八○食貨志三禄俸の条に すなわち禄俸を本来の支給品目である米以外の物で支給す (済州島)人など多様な人々への (すなわち

寒用軍 しての支給品とされたことがわかる。しかも、三司は禄折計法を改定しているのであるから、(5) 機関で製作されるのであり、そのための真綿も当然国家中央から支出されたはずである。 西北辺境民や北方からの異民族来投者などに防寒衣用の真綿や布 なわちその財源に充当したのは睿宗一○年が最初ではなく、すでにそれ以前からみられた現象だったことになる。(5) 服である綿 (絹糸と真綿) などの絹織物類がみえており、これらが小平布 (普通の品質の紵麻布)と並んで、禄俸と (真綿) 入れの衣や袴を支給したりすることも記録に散見する。軍服は中央の征袍都監という (紵麻布) を支給したり、北方辺境の戍卒たちに防 絹織物を禄俸支給品す 専門

多くは高麗国内で生産されたものだと考えられる。 て恒常的なものといえず、さらに高麗の国家財源は主として農民からの収奪に依拠しているのであるから、それらの 賜品としてもたらされたものもあったかも知れない。 つの大きな財源となっていたことがわかる。これらの絹織物の中には、 以上、極めて大まかに例挙したが、これによっても、 しかし、朝貢による回賜はどちらかというと不定期的で、 各種の絹織物が高麗王朝の手に集中しており、国家財政の一 前記の対外朝貢関係における相手国からの回

(二)

るし、 三年の約 が 「未預貢進士」や「民長」が文羅の頭巾に紬の衣服を着用するのに対して、農・商・工等の民は白紵布の衣服をつけ |紗や羅の頭巾に文錦・文羅の衣服をつけ、さらに長吏 高麗盛時の各方面の状況について伝えている同時代史料として、宋人徐兢の見聞記『宣和奉使高麗図経』(一一二 国王以下の上記支配層も私服としては白紵布の衣服を着用するなどのことを伝えている。 (で) 一ケ月にわたる高麗滞在中の見聞に基づいて翌年成立)がある。同書で徐兢は、 (郷吏)や村長・村正などの在地支配層に当ると思われる 国王や文武の官僚 また、 同じく徐兢は (両班)

四三

などと述べて、絹織物製品が高価であって、細民には手の届かないものであったことを伝えている。これらの徐兢の それに対して、紵麻布が当時の基本的衣料であったことなどがわかる。 記述から、当時高麗では絹織物が支配階層の特権的地位や権威を象徴する衣料であり、しかも奢移品であったこと、 掲書』巻二〇婦人、貴婦の条)。しかし、 細民の家の女性だけは首を覆う物はつけない。何故なら、その値が銀一斤 にもなるので、とても財力的に手が出ないからであって、とくに禁令があるわけではない(以上同書同巻賤使の条)」 元手はとてもない。しかし、露頭では罪囚と同じであることを恥じて、竹冠を作ってかぶっている。」(『前掲書』巻 一九民庶、舟人の条)、「貴婦人は皀羅で首を覆うが、それは三幅の布地で作り、幅・長さとも八尺ある(以上、 「高麗では頭巾は専ら文羅製のものを重んじるが、頭巾一箇の価は米一石に当るので細民にはそれを入手するだけの 『前

したあと、次の如く述べている(『高麗史』巻九三崔承老伝所収。傍点は筆者)。 咨問に応えて、

改革を要する問題二八箇条を論じた書を奉って、

その事業の方向づけに重要な役割を果した。

その中 高麗王朝の支配力を増大させることを主眼とした支配体制の整備が本格的に開始された年であるが、崔承老は成宗の うした考え方を最初に述べているのは成宗元年(九九二)の崔承老の上書文である。同年は、地方豪族の力を抑え、 高麗本来の土産衣料とし、それに対して、錦・綺・綾・羅などは非土産衣料とする考え方がみられることである。そ 元兇とみなして、その弊害を論じ、禁令を出すなどして、抑制を図っている。そこで注目されるのは、 などが広く庶人にまで普及する動きがみられると、上記の如き支配層と庶人間の秩序を破り、奢移の風を蔓延させる 絹織物が右に述べた如き意義をもつものであったが故に、高麗支配層としては、絹織物、とりわけ錦・綺・綾・羅 新羅時代には公卿・百僚と庶人の間には衣服の格差が規定されていて、貴賤・尊卑の弁別ができていたと 紬と紵麻布を

由是、公襴雖非土産、百僚自足用之、我朝、 他國使臣迎接之時、 着袜・靴・絲鞋 而家富、 則用綾. 百官禮服、 · 革履、庶人不得着文彩紗轂、但用紬絹:官禮服、不得如法、以取恥焉、乞令百僚: 羅・錦・繡・ 不得如法、 我國土宜、 自太祖以來、 好物少、而麤物多、 乞令百僚、 勿論貴賤、 朝會、 任意服着、官雖高、 文彩之物、皆非土産、 一依中國及新羅之制、 而家貧、 具公襴・ 而人人得服、 則不能備公欄、 則恐於

対して、 すなわち、 に、 る「公襴」、「綾・羅・錦・繡」、「文彩之物」、「文彩紗轂」等は同義と判断されるのであり、上質絹織物の綾・ られず、 く、多くは粗品であり、文彩品はいずれも土産ではないから、誰でも着られるとなれば、百官の礼服も規定通り整え し、一方庶人の文彩紗轂の着用は禁じて、紬絹のみ用いさせよ、というのである。文脈からみて、 ・繡を内容としていることは明らかである。それらが非土産なので、庶人の着用は許さないというであるから、 庶人の使用を認める紬絹は土産品だということになろう。 外国使臣迎接にも事欠くであろう。そこで、 無職者でも富裕なら綾・羅 高麗では国初以来身分の貴賎による衣服の規定がないので、顕官でも貧しければ公襴を用意できないのに 錦・ 繡を用いるに至っている。 百官の朝服は新羅・中国の制度に倣って公襴を着用するように 紬絹は紬を意味するとみてよかろう。 ところが、 高麗の土産織物には 崔承老の挙げて 上質の物が少 羅 逆

(717)

羅朝 被服、 さらに恭譲王三年 貫してみられる。 このように、 服 只用素叚子若紬布」とあり(『高麗史』巻一一〇李斉賢伝)、恭愍王二一年(一三七三)一一月の教には 皆非本國之産、今後、 紬を高麗本来の土産衣料とみ、錦・繡・綾・羅等は非土産衣料とする考え方は、 (一三九一) 例えば、 忠恵王後五年 三月の房士良の上疏中には「我朝只用土宜紬・ 侍臣外東西班五品以下、用······紬· 紵朝服」 (一三四四) の李斉賢の都堂への上書中には · 紵麻布、 とあり(同上巻七二輿服志朝服の条)、 而能多歷年、 「錦・繡不産我國、 高麗末の為政者にも 所上下饒足、今 前 輩公卿

四五

也、 観念的常套句としての色彩が濃い。しかし、やはりそこには高麗の現実の一定の反映があるとみるべきであろう。 刑法志二禁令の条。いずれも傍点は筆者)。こうした考え方は、確かに倹約奨励と身分綱紀の振興を図るに際しての 無貴無賤、爭貿異土之物、……、願自今、士・庶・工・商・賤隷、一禁紗・羅・綾叚之服」とある(同上巻八五

(三)

まっていたというのは決して徐兢の偏見ではなかった。『韓国金石文追補』(李蘭英編)所収 面 なわち、高麗では養蚕に精通しておらず、良質の絹糸を得ることができないので、中国の山東省や福建省・浙江省方 「不善蠶桑、其絲綫・織・紅、皆仰賈人自山東・閩浙來」と指摘していることである(巻二三雑俗、 絹織物生産の最も基礎的な作業・技術であることはいうまでもない。その面に高麗では精通せず、低い段階にとど などから来る宋の商人のもたらす織り糸に専ら頼っているというのである。桑を栽植して蚕を飼い、繭をとること その点に関して示唆を与えてくれるのは、上記徐兢が『宜和奉使高麗図経』の中で、高麗の絹織物生産について (一一五九年許洪材撰) には次のような記事がある。 (傍点は筆者。」は改行を示す)。 (No. 52) の林景和の 土産

(A) ……、丁未年(仁宗五、一一二七)春、通判京山府、政術著名、」考績居一等、秩満、加景靈殿判官·雜織署令· 都兵馬」録事・大府注簿・大府丞、是時、孫氏蠶經、始行于世、然讀」者莫曉其意、公以方言釋之、 遂」與養蠶之法、 越戊辰歳 (毅宗二、一一四八)、拜權知監察御史、 奏取朝旨、

折から 林景和は方言すなわち朝鮮語で内容を解釈し、国王の意向をとりつけて、全国に頒布した結果、 これによると、 「孫氏の蚕経」なる書物が高麗に伝えられて流布したが、 林景和は一一二七年から一一四八年までの二一年間に京山府通判から大府丞に至る官職を歴任 読む者は誰もその内容を理解できなかっ 漸く高麗でも養蚕技

情を客観的に伝えるものだと判断される。 ころであろう。 て、 署の令があることが注目される。これは、 憲 術が振興するに至った、というのである。「孫氏の蚕経」は著者の姓、 に至ったのである。従って、 の任官順序が比較的早いことから判断して、その時期は仁宗在位中(一一二二~四六)の、しかもそれ程遅 0 いり 正八品) 撰 した わばその職務の一つとして、 『蚕書』 二巻を指すと判断される。林景和が右の措置をとった時期に関連しては、(10) であり、恐らく、その地位についた彼は、 いずれにしても、 高麗では「不善蠶桑」 徐兢の訪問より少し後の時期になって、 「孫氏蚕経」の導入・普及を図ったものと推測される。 後述するように、高麗中央で絹織物の織紅を管掌した雑織署の一 だとの徐兢の叙述は、 低水準にとどまっている高麗養蚕法を振興する必要を痛感し 時期、 彼自身の見聞に基づいて、 初めて高麗では養蚕法の振興策がとられ 内容などから考えて、 記事Aにみえる雑織署令 彼の歴任官職中に雑織 当時 五代の人孫光 の高麗 等官 くない の実

で、 ある それをある程度窺わせてくれると思われる記録として、『高麗史』 それをとり入れることによって行われたという林景和の蚕桑振興策の具体的状況も知ることはできない。 孫氏蚕経」 (傍点は筆者)。 すなわち孫光憲の 『蚕書』 は書名が伝えられるだけで、現存していない。 巻七九食貨志二農桑の条所収の次のような記事が 内容を窺うすべ もないの

- (B) (顕宗) 十九年 (一〇二八) 正月、判、 令諸道州縣、 毎年桑苗、 丁戸二十根、白丁十五根、田頭種植、
- (C) (仁宗) 二十三年 (一一四五) 五月、輸養都監奏、 令諸道州縣、 地品不成田畝、桑・栗・漆・楮、 隨地之性、 勸課

栽·植、

両記事とも、 高麗時代の絹織物生産について 全国 の郡県での桑の栽植に関して述べたものである。〇は仁宗の末年に当り、 恐らく、 林景和の振興策

四七

志向する措置と考えられ、恐らく、林景和の養蚕振興策と対応していると推測される。 地のほとりにいわば副次的な形で栽植する方法から一歩進んで、本格的な桑田ないし桑園の形成による大規模栽植を ろう。そうした土地ではあるが、とにかく適性をもったその土地全体に桑を植えることは、Bに示されるように、耕 単位に桑苗を田頭すなわち耕作地のほとりに植えさせている。本数も丁戸は二〇本、白丁戸は一五本というように少 不成田畝」全体に栽植させる方針が示されている。「地品不成田畝」は地力が低く、農耕には不向きな土地の意であ く、全体として、小規模なものにとどまっていたといえよう。それに対して、Oでは地性が桑の栽植に適した い時期に属すると推測される。Bはそれ以前の状況を示しているのだが、この段階では、毎年戸を

下の高麗爲政者の考え方の基礎には、こうした高麗蚕桑法の実態とそれに規定される絹織物生産の在り方があったと 頼らざるを得ないのである。 とになったであろう。一方、良質の絹糸の生産が制約されるので、上質織物の織成のためには勢い中国からの絹糸に ものが多く、 まず真綿をとってつむぐか、あるいは繭から直接つむぐかして、紬布を織成する方向が主流を占めるこ 確かに、徐兢の伝える如く、蚕桑技術が低い段階にとどまっていた。当然生産される繭は質のよくない 紬を高麗本来の土産衣料とみ、錦・綺・綾・羅などは非土産衣料とする、

第二章 中央における絹織物生産

経』巻二三雑俗の土産の条にみえる次の記事である(傍点は筆者)。 での絹織物生産に関して比較的具体的に伝えてくれるのは、前章でも少し触れた、宋人徐兢の

(D) 織・紅、皆仰賈人自山東・閩浙來、頗善織文羅・花綾・緊絲・錦罽、 其國自種紵麻、人多衣布、 絶品者、 謂之絁、潔白如玉、而窘邊幅、王與貴臣、 邇來北虜降卒、工技甚衆、故益奇巧、 皆衣之、 不善蠶桑、 其絲綫· 染色又

勝於前日、……

器物や織物等の工芸品は益々精巧になっている。」と述べていることと対応していると考えられる。 従って、 精巧なものとなってきていることを述べている。ここに記されているのは彼が見聞した一二世紀前半の状況だとみて 彼は紵麻布生産と対比させながら、高麗では元来文羅・花綾・緊絲・錦や罽(毛織り布)などの上質・高級な絹織物 央各司所属の工匠による工芸品生産 ると、 中でも人並優れた技術の所有者は幞頭所・将作監などの中央国家機関に所属している。…… よかろう。ところで、この記事は、徐兢が同書巻一九民庶の工技の条で、「高麗工匠の技術は非常に優れているが、 の織成技術に優れていたが、近ごろは来降する北方の異民族中に工匠が多くて、その技術面での寄与もあって、 ついて述べているのであり、「北虜降卒」とは契丹からの来降者を指しているのである。 契丹からの来降者は数万人に及ぶが、一〇人に一人は工匠で、優れた者は王府に所属させているので、 (恐らく、各司付設の工場で行われたのであろう) の一環としての絹織物生産に また、 聞くところによ のは中 近年は 益

(721)

として、次に掲げる『高麗史』巻八○食貨志三禄俸条所収の規定がある 徐兢の伝える中央各司付設工場での絹織物生産に関する高麗側の具体的記録はない。しかし、 (傍点は筆者)。 それを窺わせるもの

(E) 六石繡匠行首 諸衙門工匠別賜、 掖庭局、 並以役三百日以上者、給之。文宗三十年(一〇七六)定。……、雜織署、 米七石錦匠指諭 六石羅匠行首 稲十五石錦匠行首 十石綾匠行首 米七石罽匠指諭承旨同正

関する匠人としては雑織署及び掖庭局に所属するものとして、錦匠・繡匠・羅匠・綾匠・罽匠がみえる。 所属の工匠のうち、 この規定は軍器監・中尚署・掌冶署・都校署・尚衣局・雑織署・掖庭局・尚乘局・大僕寺・内弓箭庫等の中央諸官司 (籾米) で俸給を支給することを内容とする。そこには支給対象として、各種の工匠名が列挙されているが、 一年間に三〇〇日以上匠人としての任務 (職役)に従事する者に対し、その代償として、

属の匠人によっては織成されなかったことの反映であろう。 から 明があるが、 であろう)の織成の任に当った機構であった。掖庭局に関しても、同様に『高麗史』巻七七百官志二掖庭局 って織紝の任に関っていたことを前掲回は示しているのである。これらに所属した前記の匠人たちは、 :高麗の中央部で織成されるものとして挙げている高級絹織物に関連する人達ばかりである。 ここには高麗の土 『高麗史』巻七七百官志二雑織署の条によると「掌織紙」とあって、正に中央で織物(恐らく、 機能・沿革などの記述に不分明な点が多く、今後の究明課題といえる。ただ、掖庭局がやはり中央にあ ・綾・羅などと対比される紬や紵麻布に関連する匠人名はみえない。恐らく、 それらが中央官司 前掲ので徐兢 の条に説

らに 3 て行われたことがわかる。また、中央諸司に所属し、生産に従事したこれらの匠人は、武散階という位階の称号、 よって、まず、 年間立役期間が三〇〇日を超過する場合には、禄俸の支給も取けていたこともわかる。 はそれに準ずるものなど各種の称号を国家から授与され、 高麗中央部での高級絹織物の生産は雑織署・掖庭局二司の監督下に、それらに所属する匠 EはDの伝える国家中央における高級絹織物織成の状況に対応する記録ということになる。このEに それを通しての土地の分給も受けていたのであり、 人らによっ あ

Ų

前章で述べたように、

高麗では蚕桑技術が充分発達していなかった。その点を正確に認識・把握して、徐兢は右の

(722)

を保ちながら運営されていたのである。 如き高麗の中央官営工場における絹織物生産が専ら山東省や福建・浙江省方面などから来る中国商人のもたらす絹糸 12 依存していたことを伝えている。このように、 高麗中央での絹織物生産は中国商人の通商活動と極めて密接な連繫

を指すのであろう。契丹は華北の漢人を移住させることによって、 が高麗に来投している。 の反乱など内外からの契丹の政治変動を機に、漢人・奚人・西女真人・渤海人・契丹人など契丹支配下にあった人々 兢は近年契丹からの来降者中に多い ってきていると述べている。一一一六年ごろ、 それと同時に、 高麗中央での絹織物生産は北方の大陸方面の動向とも結びついていた。すでに指摘したように、 「邇來北虜降卒」というのは、単に契丹人のみではなくて、恐らくひろくそれら各種の人々 絹織物匠人の技術面での寄与によって、 金国を建てた女真人の攻勢の激化、 国内での絹織物生産を発展させていたのであり、 高麗の高級絹織物 東京 (中国遼寧省遼陽) の織成は益 々精巧にな の渤海人 (723)

生産の発展に寄与したものと推測される。 恐らく、 契丹からの来降者中にはそうした方面に携わっていた匠人も混っていて、その技術によって、高麗の絹織物

(一一八五) 春正月辛丑の条には次の如くみえる (傍点は筆者)。 この ほ かに、 契丹絲または略して丹絲と呼ばれる絹糸も北方から流入している。『高麗史』巻二〇明宗世家一五年

宜• 西 北 龍·州· 面兵馬使李知命、 (平安北道龍 獻契丹絲五百束、 川。 義州の南) 庫紵布、市丹絲、 知命之陛辭也、 以· 王召入内殿、 故有是獻、 親諭曰、 毅宗時、凡金國所贈絲 義·州· (平安北道) 雖禁兩國互市、 絹等物、 半入内・

以需御用、半付大府、 以充經費、王即位以後、悉入內府、 賜諸嬖媵、 府藏虛渴、徵求至此

2 の記事によると、 契丹絲は金代に大陸方面に出まわっていた絹糸であり、 高麗の大陸方面への窓口に当る義州での

られないのであり、中国からの絹糸に対しては副次的なものにとどまっていたと推測される。 ほかの関連記録として、毅宗代に内侍(王側近の官僚群)や嬖臣に丹糸を賜与したことを伝える二例があるだけなの(16) 前の毅宗代(一一四六~七〇)から金からの賜与が始まったらしいことなどが窺われる。最後の点に関しては、この 金・高麗両国の交易が禁止されていたので、高麗には金からの贈賜品として流入するのが原則であったこと、明宗の に因由してつけられた名称であろう。しかし、その高麗への流入の機会・量は恒常的・大量的なものだったとは考え からも確かめられる。恐らく、金の支配下に入った、絹織物生産先進地帯としての旧契丹領域からもたらされたこと

禄俸支給規定が制定された文宗三〇年(一〇七六)以前から存在したことは確かであろう。この禄俸支給規定の制定 ら存在していたとみてよかろう。 にあったと考えられる。これらの点から考えて、中央官営工場による絹織物生産の体制は建国後のかなり早い時期か 中央官営工場で生産される絹織物類の用途は、対外的な進奉品に充てたり、国王以下の高麗支配層の用に供するなど 高麗中央における高級絹織物生産の体制の沿革については明文がなく、よくわからないのが実情である。しかし、 国初以来続けられてきた中央官制整備の動きが同年に至ってほぼ完成したことと相関々係を有している。また、

第三章 地方における絹織物生産

第一節 甲坊による生産

『高麗史』巻七九食貨志二農桑の条には、次のような記事がある(傍点は筆者)。

(顯宗三年、一〇一二)三月、教曰、洪範八政、以食爲先、此誠富國強兵之道也、比者、人習浮靡、棄本逐末、不

(F)

知稼穡、其諸道錦・綺雑織甲坊匠手、並令抽減、以就農業

と、匠人の定員削減の理由の「人習浮靡(人々が見かけだけの華美の風に染まる)」とそぐわないし、さらに、契丹の 雑織甲坊匠手」の一部を削減し、農業に従事させることが指示されている。「諸道錦・綺雜織甲坊匠手」はわかりに 時点で所属匠人を削減し、帰農させる政策の対象とされたとみるのが、「の内容に即した自然な理解であろう。 はり、それは「人習浮靡」と指弾されるにふさわしい錦・綺などの奢侈的織物を生産する機構であり、その故にこの 第二次侵寇 くい面をもつ表現だが、意味するところは の匠人」であろう。甲坊は文字面からみて鎧の生産機構だとの理解もあるかも知れない。しかし、もしそうだとする ことでは、 近来人々が浮靡に流れて、農耕を疎にする風潮があり、それを矯正する方策の一環として、 (顕宗元年~二年)直後で対外的に緊迫した状況がみられたはずの時点での定員削減とも整合しない。 「諸道にある、錦・綺などもろもろの織物を織成する甲坊という機構所 「諸道錦 • 綺 40

甲坊の機能に関する右の如き理解を傍証するものとして、『高麗史』巻一〇七權呾伝所収の次の記事がある (傍点

は筆者)。

(G) (慶尚北道慶州)、 宰相柳璥謂曰、子有文學、不宜爲吏、令赴舉、果中第、……、自是揚歷中外、 舊有一庫、賦民綾・羅、貯之、名甲坊、充貢獻、贏餘甚多、皆爲留守所私、 皆以廉勤 **呾撤甲坊、以一年** 精明稱、 留守東京・

所収、支三年貢、……、忠烈初、……

みて、 胆 傍点を付したのは権旺の東京留守(地方長官) 一の赴任以前から甲坊と呼ばれる建物があり、慶州から国家中央への貢納品に充当するために慶州民から徴収した綾 恐らく元宗の治世 (一二五九~七四)の前半に属すると推測される。 在任時の事績である。時期については明文がないが、 さて、 右掲記事によると、 諸般 慶州には権 の状 況

物が慶州から国家に貢納する綾・羅という特定織物に関連する施設とされていることは、甲坊が本来綾・羅といった 遺制だと判断される。恐らく、一定の制度的変化を蒙りながら元宗代に至ったと推測されるが、それでもなおその建 や羅を貯えておく倉庫としての役割を果していたことがわかる。甲坊という名称、慶州という地方郡県に存在するこ 級絹織物の調達に関する機構であったことを強く示唆していると考えられる。 元宗以前から存続してきたと考えられること等の諸点からみて、この慶州の甲坊は前掲印にみえる諸道の甲坊の

される。『高麗史』巻八五刑法志二禁令の条には次のような記事がある(傍点は筆者)。 に当るとみてよかろう。恐らく、甲坊はこの地方行政監察官の治所所在地に設けられ、彼の監督下に置かれたと推測 に区画し、各道に官吏を派遺して、道内の統制と地方官の監察に当らせていた。ここの「諸道」はそうした意味の道 とする機構であると判断される。その甲坊は「諸道」に存在したという。高麗時代には、 以上のように、 前掲記事匠にみえる甲坊は錦・綺、さらには綾・羅といった各種の高級絹織物の織成を本来の機能 全国を大きくいくつかの道

仁宗九年(一一三一)五月、停内外錦・繡工作。限十年、禁庻人羅衣・絹袴、騎馬都中、及奴隷革帯

る錦 L 止すべきことが指示されている。内外は中央と地方であり、「内」における「工作」が上記した中央官営工場におけ ている地方の甲坊での錦・繡の生産に該当するとみてよいであろう。 繡の織成を意味することはいうまでもない。それに対して、「外」での「工作」というのは正にここで問題に 庶人・奴婢の服装・騎馬などに関する禁令と共に「内外での錦や繡 (縫い取りのある絹布)

わち、近来人々は浮靡の風に染まり、農業を捨て、忘れ去って、商工業の利益のみを追い求めているからだと説明し 掲印には、甲坊の工匠を削減して、農業に就かせる理由として、「比者、人習浮靡、棄本逐末、不知稼穡」すな

号の授与とそれに伴う土地の分給もあった。それらの点に関しては、在地の甲坊の場合明文がなく、 られたのではないかと推測される。 も思われるのであり、 かし、雑織署や掖庭局などに所属して絹織物生産に当る工匠は、あるいはこうした在地の工匠が上京して立役したと る余裕も殆んどないほどに継続して本来の任務である絹織物生産に従事していたと考えられる。 ている。このことから判断して、甲坊の工匠は、まず人数的にかなり多かったと推測されるし、 工匠の場合には、 国家から、一定期間以上立役する者には禄俸の支給があり、武散階およびそれに類する位階や称 右記の如き中央官営工場の匠人に対する処遇は在地甲坊の工匠に関しても基本的に共通してみ さらに、 前述の中央諸司所属 不明である。

60 (G) 羅などは各道あるいは道内各郡県などから中央への貢納に主に充てられたと推測される。 のだと判断される。逆に、Gにみえる慶州の甲坊の機能からみて、Fの伝える各地の甲坊で織成された錦・綺 にみえる慶州の甲坊は慶州から国家中央に貢納するための綾・羅を民から徴収し、 た。それは在地甲坊が一定の制度的変化を蒙りながらも、本来の機能や存在形態を基本的に継承し、保存している 地方の甲坊で生産された錦・綺・綾・羅などの絹織物の用途については前掲印には全く記されていない。しかし、 貯蔵しておくことを機能として

(727)

地 中 たであろう。それとの関連で注目されるのは、前掲Gの後の部分に、 国人商人のもたらす原料糸に頼ることを余儀なくされていた。在地の高級絹織物生産機構としての甲坊の場合も、 元で原料の良質な絹糸を入手することの困難さは基本的に同じだったはずである。 前述の如く、 高麗では蚕桑技術の発達が不充分で、良質の絹糸が得られないので、 中央での高級絹織物生産は専ら 当然他から調達せざるを得なか

高麗時代の絹織物生産について 忠烈初、 其(権呾)按慶尚也、 晉州副使白玄錫、 ……、重歛御衣對綾・羅絲價、 私用之、 旺並劾

晉州守崔品所貢綾・ 羅·廳、 王命考問、邑吏以呾爲按廉、 減折絲價對、.....

襨用の綾・ って甲坊で織成した製品を納入したと推測される。 麻布を徴収して、 ると判断される。 時期に属するが、 の税の形で絹糸を調達できず、他から購入しなければならなかったことに由来する。 衣襨用の綾 とあることである(傍点は筆者)。すなわち、晉州から貢納する御衣対 羅を調達するために地方官が「絲価」を州民から徴収しているのであり、その内容は紵麻布であった。 羅には元来在地甲坊の製品が当てられたはずである。とすると、晋州の事例は、 ・羅を織成するための絹糸購入の費用を意味する。こうした名目の費用を徴収するのは、地元で農民から 要するに、道や郡県からの綾・羅・錦・綺などの貢納の場合、まず各地の農民から絲価の名目で紵 所要の絹糸を購入し(恐らく、 絲価の徴収によって綾・羅を調達し、貢納する方法自体はそれ以前からの形を基本的に継承してい 王都で主として中国商人のもたらしたものをであろう)、 (襨と音通。 すなわち国王御用衣服) しかも、地方から貢納する御衣 後述の如く、甲坊以後の 「絲価」 それをも 用の綾 は

第二節 紬所と絲所

(H) 有金所・銀所・銅所・鐵所・絲所・紬所・紙所・瓦所・炭所・塩所・墨所・藿所・慈器所・魚梁所 年に定着) 李朝初期に編纂された地理書の一つ『新増東國輿地勝覧』(一四八一年に最初に成立したものを補訂して、 新羅建置州郡時、 又有稱處者、 巻七京畿道驪州牧古跡の条所収登神荘の項の割註には、次のような記事がある(傍点は筆者)。 又有稱莊者、 其田丁・戸口、 分隷于各宮殿・寺院及内莊宅、 未堪爲縣者、 或置郷、 或置部曲、 以輸其税。右諸所、皆有土姓吏民焉。…… 屬于所在之邑。 高麗時、 · 薑所之別、 又有稱所者、 一五三 而

この記事によれば、

高麗時代には金所・銀所・銅所・鉄所・絲所・紬所

・紙所・瓦所・炭所・塩所・墨所・藿所・

磁

器所・魚梁所・薑所等各種の所なるものが存在したという。同記事は、すでに指摘されている如く、 所に関しても、 実際に存在した茶所を欠落するなどの一定の杜撰さはあるものの、全体として、 部分的 郷 部 所

荘 ・処などの高麗時代における状況を比較的よく伝えていると考えられる。

従って、その一環をなす紬所と絲所はそれぞれ紬と絹糸を生産し、貢納することを義務づけられたものであり、 記 り、 所 瓦 機能について「而各供其物」と説明している。「其物」は所の種類を表わす称号として頭に付されている物品 在の絹織物生 具としての紙と墨を、茶所・薑所は薬材ないし嗜好品としての茶・生薑を、炭所は燃料の炭をという風にである。 や青磁ほ そうした史料田の挙げる所の中に紬所・絲所という二種類の所のあることが注目される。同記事は高麗時代の所の すなわち、金所・銀所・鍋所・鉄所はそれぞれ採掘・精製した金・銀・鍋・鉄など各種金属を、 要するに、 かの 産 陶磁器などの焼物類を、 所は所種号の頭に付された物品をそれぞれに生産し、 の機構であるということになる。 塩所 ・藿所・魚梁所は塩・わかめ・魚介類などの海産物を、 国家に貢納することを課せられた機構であ 瓦所や磁器所は 紙所

た。 とする人々が居住してい T 67 た。 所は高麗 県民とは明確 既存の自然村落の領域・住民などの全体を高麗王朝が所として把握して――具体的には、住民全体を所民とし に登録 時代の地方行政機構 その基本的構造は村落であり、そこには在地の地方支配実務担当者たる郷吏の統率下に、 する に区別され、 -再編成 た。 高麗王朝は、所による各種物品の生産と貢納を永続的 し、それぞれに特定物品の生産・貢納を義務づける、そうした形で一 社会的 (郡県制)の一環をなす一種の行政区画として、郡県の下部に隷属する形で存在して . 政治的に殆んど奴婢に近い賤民身分に緊縛し、 に確保するために、 彼らが身分・ 般 負担·居住 0 その地を本貫 所民全体を は 成 立し 地

外は、所民の身分・負担からの解放は不可能であった。 できないように種 々の制約を設けた。その結果、 原則として王朝からの連帯的恩賞として県に昇格する場合以

に負担すべきものであり、しかも物品によっては平布(普通の品質の紵麻布)での代納も可能であった。 と郡県民の負担とから成っていた。郡県民の貢賦の負担は、建前として、郡県単位の団体的性格の強いもので、毎年 としていた。貢賦の内容、歴史的性格等の具体的究明は今後の重要な課題であるが、大きく分けて、それは所の負担としていた。貢賦の内容、歴史的性格等の具体的究明は今後の重要な課題であるが、大きく分けて、それは所の負担 税制の大綱を構成する税目の一つで、王室や国家諸機関で必要とする諸般の物品を原則として現物納することを内容 一定額を定例的に生産・貢納する常貢とそれ以外に必要に応じて臨時に徴収される別貢の二通りの負担の仕方があっ 各種物品の生産と貢納という所の負担は貢賦と称される税目の一環をなしていた。貢賦は田税・徭役と並んで高麗 しかし、いずれの場合にも、実際には、郡県民各人が国家に対する役(貢物調達のための貢役)という形で均等

であり、とくは別貢形式による負担の多いことが所民を苦しめていた。 の政策として問題となり得なかった。全体として、所の貢賦の負担は郡県民のそれより苛酷なものだったといえるの に当らなければならなかったのであり、そこでは個々の所民の貢役の均等化、個人的な意志や事情の考慮などは王朝 それに対して、所の貢賦の負担の場合、負担方法は常貢と別貢の二通りで、 あくまでも国家から課せられた物品そのものを納入しなければならず、しかも所民全体の連帯責任で物品 同様である。 しかし、いずれ

代の各種の所のうち、何種類かのものについては、文献史料により、あるいは考古学的調査によるなどして、 存在形態、負担の状況等を一定程度窺うことが可能である。それに対して、紬所と絲所については、関連記録が全く 右に略述した所一般の構造、負担の在り方などが紬所と絲所にそのままあてはまることはいうまでもない。

ないので、よくわからないのが実情である。しかし、高麗時代の絹織物生産機構の 多少でもそうした状況から踏み出して理解することも可能となろう。 一環として位置づけることによっ

3 ろが、 得る絹糸の生 機構にほかならなかったのである。一方、絲所は絹織物の材料の絹糸を生産する機構であった。すでに指 機構であることを示唆するのみで、紬を生産したことを示唆する記述はない。恐らく、そうした事実がなかったこと 地方の甲坊に関しても指摘される。すなわち、 か 存せざるを得なかった。しかし、そうした高麗蚕桑法を基礎にしながらも、中央での絹織物生産の原料の一 産絹織物とされる紬はそれらとは別箇な形で生産がなされたと判断される。そして、 0 るように、史料Eに 反映であろう。 前述の如く、 た。これらの現象は、中央官営工場では紬の生産は行わなかったことを示していると判断される。 前掲の史料の 麗では蚕桑法の発達状況に規定されて、中央での高級絹織物の生産は主に中国商人のもたらす外国産絹糸に依 産が国内各地で行われていたのであり、絲所はその中心的地位を占めたと考えられる。 高麗時代には、蚕桑技術の水準の低さから、 このように、 で徐兢は高麗中央の官営工場で生産される絹織物類中には紬を挙げていなかっ 「諸衙門工匠別賜」の支給対象として挙げられている中央諸司所属匠人の中にも紬匠は見当らな 中央官営工場や在地甲坊はあくまでも高級絹織物生産の機構であり、 前掲の関連史料 紬が代表的土産絹織物としての地位を占めてい (F·G)をみても、それが錦・綺 紬所は正にその紬の主たる生産 た。 綾 高麗の代表的土 それに対応す 同じことは、 ・羅等の生 た。とこ 摘 した如

(731)

るから、恐らく二種の所にはそれぞれ桑園・蚕室などがあり、所民はまずそこで繭を生産するための労働に従事した き物品の調達に当った。 般 に所 は、 国家から課せられた物品の生産施設を備え、所民はそこで集団的に各種の労働に従事して、貢納すべ 紬所と絲所に関していえば、 桑の栽植と養蚕を行うことが重要な前提条件であったはずであ

それぞれに国家中央に貢納したのである。 れをもって紬布を織成する作業が所内にある施設で行われ、一方、絲所では繭から糸をとり、 と推測される。続いて、紬所の場合は、繭から真綿をとった上で、あるいは直接繭からなどの方法で糸をつむぎ、そ して精製するなどの労働が同様に所内にある施設で行われたと考えられる。そして、こうして得られた紬布、 絹織物織成の原料系と

は合計二四三の所が伝えられており、それを道別に示すと、次表のようになる。 高麗時代の所の名称・所在地・種類などについて最も豊富な記載のあるのは前記 『新増東国輿地勝覧』で、 そこに

道名	所数
慶尚	44
忠清	62
全羅	87
京畿	7
江原	33
黄海	10
平安	0
咸鏡	0
計	243

に比して多数設置されていたのであろう。紬所や絲所もこの方面に多く存在していたと推測される。後述の如く、高(ユメ) れぞれ東北面または東界、西北面または北界と称された)に関して、『新増東国輿地勝覧』は所の存在を伝えていな の方面に絹織物生産の施設が多く設けられていたことを示唆するとみてよかろう。咸鏡・平安二道 麗後半期に慶尚道・忠清道・京畿道方面から絹糸、真綿、 済的基盤としていた。恐らく、その結果として、王朝の財源確保手段の重要な一角を占める所も、その方面には他道 これらの数字は同書の編纂者が確認し得たものを示したに過ぎないが、数量的に慶尚・全羅・忠清・京畿の四道方 が圧倒的に多い(八二・三%)。これらの地域は朝鮮半島のいわば農業先進地帯であり、高麗王朝も国初から主要な経 綾・羅・紬布などが貢納されているが、この事実は元来そ (高麗時代にはそ

を徴収し、国王への貢献と許って、駅馬を用いて家に輸送したとあることなどから判断して、少くとも平安道方面に(26) 明宗代(一一七〇~九七)に西北面兵馬使 高麗時代からその端緒がみられたのであろう。 糸)を記載している例が多い。それは、李朝初期にその方面で絹糸がさかんに生産されたことを意味する。恐らく、 は紬所や絲所も存在したのではないかと推測される。『新増東国輿地勝覧』の平安道各地の土産の条には「絲」(絹 い。しかし、 実際には平安道方面には墨所ほかの所が存在したと考えられること、『高麗史』巻一〇〇鄭世裕伝には、(55) (絹糸) や珍玩物など

第三節 郡県農民による生産

『高麗史』巻七八食貨志一田制の貢賦の条には次のような記事がある(傍点は筆者)。

(睿宗) 九年(一一一四)十月、判、貢中布一匹、折貢平布一匹十五尺、貢紵布一匹、折貢平布二匹、貢縣紬 (733)

折貢平布二匹·

れる。とすれば、この紬布は郡県民が貢賦として上納するものだとみるべきであろう。 7 される。上記の如く、所の負担はあくまでも課せられている物品でもって納入するのが本来の在り方であった。従っ それぞれ平布で代納する際の換算比率を示しているのである。その中に緜紬すなわち紬布が含まれていることが注目 う。すなわち、この記事は貢賦として納める中布(中程度の品質の紵麻布)・紵布(比較的上質のものか)・鯀紬などを ここには

貢中布・

貢紵布・

貢縣紬・

貢平布等の

布帛名がみえるが、

貢字は「

貢賦として納める」の

意の接頭辞である また、同じく『高麗史』巻七八食貨志一田制の租税の条には次のような記事がある(傍点は筆者)。 平布に換算して代納することを認められている右掲記事中の紬布は紬所からの貢納品とは別箇のものだと判断さ

は 味すると考えられる。両者は繭から糸をとる段階で、繭の品質に応じて、初めて区別されるもので、いわば姉妹関係 と推測される。その貢賦に属すると思われる品目中に「絲縣」がみえる。「絲緜」は「絲と緜」で、絹糸と真綿を意 12 味するとみてよかろう。品目から判断して、米と租(籾米)が税(田税)に当り、黄金以下が貢(貢賦) ここには各地の地方官が管掌する郡県の「税·貢」の品目と年額が示されている。税は田税、貢は貢賦をそれぞれ意 なくて、郡県民の貢納品であるということになる。 ある産物である。この絲と緜は郡県の貢賦の範疇に入っているのであるから、やはり、絲所や紬所からの貢納品で 銀二斤、布五十匹、白赤銅五十斤、鉄二百斤、鹽三百碩、絲縣四十斤、油蜜一碩、未納者、 靖宗七年(一〇四一)正月、三司奏、諸道外官員僚所管州府税・貢、一歳、米三百碩、租四百斛、黄金一十兩、 請罷見任、 に該当する

か ての林景和の振興策を契機として、高麗の蚕桑法も次第に改良されていったのであるから、郡県民の絹織物生産はさ 定されたはずである。従って、当初は充分なものといえなかったと推測される。しかし、孫光憲の その基礎の上に絹織物を生産し、貢賦として上納していたのであろう。当然、 ていたことがわかる。恐らく、彼らは、前記の如く、耕作地のほとりに栽植していた桑を用いて、各自蚕桑を行い、 ことはいうまでもあるまい。従って、右の事実から、逆に、郡県民もまた紬・絹糸・真綿などの絹織物の生産を行っ んになっていく方向にあったと考えられる。 このように、郡県民が紬や絹糸・真綿などを貢賦として国家中央に貢納している。それが彼ら自身の生産物である 彼らの絹織物生産は当時の蚕桑法に規 『蚕書』を導入し

第四章 高麗後半期の絹織物生産の変化

支配とも関連をもって維持されていた高麗の絹織物生産に一定の影響を与えたと考えられる。 大きな影響をもたらした。こうした内外の変動は、一方では外国産の原料糸や織物に依存し、一方では王朝の郡県制 揚をみせ、全国的な反乱の発生がみられた。一三世紀以後はモンゴル(元)の侵略と支配が長く続き、その中で武臣 府も郡県制の手直しによる対応を余儀なくされた。農民の動きは、門閥貴族を打倒した武臣の政権掌握を機に一層 政権は滅び、 響をもたらした。一方、国内では、王朝の苛酷な収奪、 の台頭・発展がみられ、やがて明がそれに代るに至る。これらの国外の変動はいずれも高麗に強く波及し、大きな影 高麗時代のほぼ中間点に当る一二世紀中葉以後、 国外ではまず金が台頭して遼を滅し、さらに宋を南に追った(南宋の成立)。次いで、 高麗王室の地位保全のための対元一体化が推進された。 高麗の内外には政治的・ 社会的な大きな 変動が続くようになっ 郡県制の矛盾などに基因する農民の流亡の動きが強まり、 この対元関係は高麗の政治・社会など各方面に 一三世紀以後モンゴル(元)

—)

で、 において銅所・鉄所・磁器所・紙所・墨所などに対する国家の徴求が所の生産能力を超過するほど過酷 るのは一二世紀以後だが、それはこの時期に所制度に大きな変化が起っていたことを反映する現象と考えられる。 『高麗史』巻七八食貨志一貢賦の条所収の睿宗三年(一一〇八)二月の判によると、すでに高麗の最盛期に属する当時 まず、紬所および絲所による生産についてみてみよう。高麗時代の所に関する具体的記事が各種の記録にみえ始め 所民が逃亡する事態が起っていた。さらに、一一七六年には公州(忠清南道)所属の鳴鶴所民が反乱に決起してい

量的・質的に大きな変化を蒙り、全体として消滅の途を辿ったのである。(28) とすることを意味するが、この措置は一二世紀以後の政治的・社会的変動に際して、高麗王朝ができるだけ地方官の の変革の動きを中心にし、それに当時の政治的・社会的変動の種々な影響が絡み合いながら、一二世紀以後所制度は すものであった。このように、所側の身分・負担からの解放を求める動きと王朝側の支配体制建直しのための郡県制 いない行政区画をなくし、自己の支配をより効率的に滲透させようとする方針 ンゴル(元)の侵略と支配の時期に加速されていった。県への昇格は所民を本来の身分・負担から解放して、郡県民 ているが、鳴鶴所の場合になると、県への昇格による慰撫がなされている。そして、この県への昇格の動きは以後モ のであった。これに対する王朝の対応をみると、睿宗三年の場合は、負担の適正化による所本来の機能の維持を図っ るが、この事件は当時全国的に激発していた農民反乱の一環をなしており、やはり国家の苛酷な収奪への反抗運動と 逃亡とか反乱などの形での所民の抵抗の動きは所本来の機能を直接的に減退ないし喪失させるも --郡県制改革の動き-一の一環をな

史』には、 産・貢納は、右の如き所制度の衰退に伴って、次第に一般郡県民に転嫁されていったと推測される。紬所および絲所 の民によって生産・貢納されていた紬や絹糸なども同じく郡県民の負担に 転換されていったと 推測される。 『高麗 明年(高宗三七、一二五〇)、……、又以教定別監牒、蠲清州(忠清北道)雪縣、安東 紬所と絲所もその一環として同様な経過を辿ったと推測される。一般的に、従来所民が負担していた各種物品の生 高麗後半期における地方からの紬や絹糸などの貢納に関して、次のような記事がみえる(傍点は筆者)。 (慶尚北道) 1 無

頁 (巻一二九叛逆、崔忠献伝付崔沆伝)

(恭愍王) 五年(一三五六)六月、教曰、……、且鶏林(慶尚北道慶州)・福州(同上安東)・京山府 (同上星州) 所

貢• 羅・ ・紬布、 母得納徳泉庫、輸之廣興倉、以補百官之俸 (巻八○食貨志三禄俸の条)

黨上護軍李得霖、爲全羅道按廉使 憲司劾得、霖嘗盗廣州(京畿道)貢紬、王命、勿治督令之任 (巻四

恭愍王世家一五年六月乙丑の条)

ものであると考えられる。 これらの記事には、この時期の紬や絲の貢納がもつ郡県の負担としての面が強く現われていると判断される。そのこ 春二月癸酉、倭寇金州管内熊神縣勿島、掠諸州縣貢船、……。 夏四月甲寅、遣大官署丞洪泞・詹事府録事郭王府 高麗後半期になって、紬や絲の生産・貢納が郡県民の負担に転換されたことを反映しており、それを傍証する 略其島所泊我國貢船所載多般穀米并一百二十石・紬布并四十三匹、将去、…… (巻二五元宗世家四年の条) 如日本國、請禁賊、牒曰、……、越今年(一二六三)二月二十二日、貴國船一艘、 無故來入我境內熊神縣界勿

やはり在地の絹織物生産機構であった甲坊の高麗中期以後の状況を窺わせてくれるのは、前掲のGすなわち『高麗

留守東京、舊有一庫、賦民綾・羅、貯之、名甲坊、充貢獻、……

に当ると判断される。慶州民から徴収する綾・羅は彼らが手許に保有していたものであり、何らかの方法で他から入 徴収した綾・羅を保管しておくための倉庫機構となっている。貢献は慶州から国家中央に納入する税目としての貢賦 によると、元宗代に慶州の甲坊は錦・綺・綾・羅などの生産機構ではなくて、慶州からの貢献の財源として住民から 前にも触れた如く、

六五

ら徴収した綾や羅は、彼らが自から織造していたものであろうと判断される。 綾・羅などの織成技術は各地の農民の間に広まっていったと考えられる。こう考えると、前掲記事にみえる慶州民か せる方針が示されている。恐らく、主にこうした帰農させられる匠人を通したりして、甲坊で行われていた錦・綺 手したか、彼ら自身織成したかしたものであろう。上記の如く、一二世紀前半の仁宗代に蚕桑法の振興策がとられた の生産も可能になっていったと推測される。しかも、前掲印によれば、すでに顕宗代に甲坊の匠人を陶汰し、帰農さ が、恐らく、それを契機として、その後次第に養蚕の一層の普及と技術的改良とがもたらされ、 良質の繭および絹糸

なっているとある。これも、右に述べたような動きを前提として理解し得る現象といえよう。(30) 八四刑法志一職制の条所收の忠烈王二二年(一二九六)五月に中賛洪子藩が行った民を安んぜしめるための事柄に関 する上書には、当時権勢家が地方郡県に人を派遣して、銀瓶によって、民間の綾・羅を強制的に買得し、民の弊害と りこうした農民の間に綾・羅の織造技術が広まっていく動きに反比例していると考えるべきであろう。『高麗史』巻

般農民が綾・羅などを自家生産したことに関する明文はない。しかし、地方での甲坊による生産の衰退は、やは

部触れたが、前掲Gの後の部分に次のような記事がある(傍点は筆者)。 甲坊による在地での絹織物生産の衰退とも関連すると思われる現象を同じ『高麗史』権呾伝は伝えている。すでに

(1) 忠烈初、 之、……、呾並劾之、……、轉國子祭酒・左司議大夫、晉州守崔旵所貢綾・羅麤、王命考問、邑吏以呾爲按廉、減・ 折絲價對、 與旵並罷、宰相言、旵爲民革弊、而罷、孰有憂民者、尋復其職 其按慶尚也、 晉州副使白玄錫、未之任、先用州吏所賷銀幣、到官、重斂御衣對綾・

との記事の前半部には、慶尚道按廉使権呾の弾劾対象となった晋州の副使(地方副長官)白玄錫の行状が記されてい

意だと理解される。 要するに、 白玄錫はまず赴任前王都で晋州吏の持参した銀幣を綾・羅の絲価として用い、 赴任 用の絲価を「重歛」し、着服したこととが、対比的に、しかも密接な関連をもって記されていると考えられる。とす 来た晋州郷吏が持参した銀をまず用いた(先用)ことと、「到官」すなわち晋州に着任後国王御用衣料の綾 としてだと判断せざるを得ない。従って、着任後の行為である「重斂」も「重く斂む」ではなくて、 重ねてそのための費用として紵麻布を州民から徴収し、それを私用したというのである。 文脈から判断して、ここには、 赴任前に「州吏所賷銀幣」を 「未之任」すなわち彼が任地に赴任する前に、 「先用」した目的についてここには明記されていないが、「御衣襨綾・羅の絲価 恐らく都でであろうが、上京して 「重ねて飲む」 ·羅調達

用の綾 決して原料絹糸を都で購入し、晋州に持帰って織造するというのではなく、直接それで綾・羅布を都で購入し、納入 を白玄錫は王都で行使したというのであるから、王都が国王御用衣服用の綾・羅を調達する上で重要な場所となって したのであろうと推測される。 減額されたことを粗悪品を納入せざるを得なかった理由としている。このことから判断して、名目は絲価であるが、 いたことがわかる。 ・羅布を購入し、貢納したのであろう。 ・羅の絲価とは、 しかも、崔旵が晋州守令となった際に、 それ以前の白玄錫の場合も、 国王御用衣服の綾・羅織成の原料である絹糸を購入するための資金を意味する。それ 同様に、上京した晋州の郷吏のもたらした銀幣で御衣襨 御衣襨の綾・羅の納入に上京した晋州の郷吏は、 絲価が

(739)

の地 位にあったのもそれ以後ということになる。また、権胆が晋州の綾・羅の貢納に連坐して罷免されたのは忠烈王 以来按察使と称されていたものが忠烈王二年 権
胆は
慶尚道
按
廉使
の
肩書
きで
白玄
錫の
弾劾
に
当って
いる
。
『
高麗
史』
百官
志によれば
、
睿宗
八年 (一二七六)に按廉使と改称されている。従って、(31) 権胆 一が前記

同題時代の
 絹織物生産について

少し前ごろから王都開城で綾・羅などの商品が出まわっていたことは『高麗史』巻二五元宗世家元年(一二六〇)冬 五年六月である。 前掲(1)に示されている時期は忠烈王二年から五年の間で、同王の治世初期に該当する。すでにその

一〇月甲寅の条の次の記事から知りうる(傍点は筆者)。

(J) 宋商陳文廣等、不堪大府寺・内侍院侵奪、 道訴金仁俊曰、不予直、而取綾・羅・絲・絹六千余匹、我等將垂橐而

る。さらに、『高麗史』巻一二三嬖幸、朱印遠伝には、①と同じ忠烈王代のこととして、 り多く出まわっていたことがわかるのであり、その点は、それより少し後の忠烈王初年でも同様であったと推測され 恐らく京市においてであろう。とにかく、この記事から、元宗初年には京市に綾・羅などの絹織物が商品としてかな らすことが記録に散見する(後述)が、この記事もその一環をなすと考えられるのであり、宋商が侵奪を受けたのは 高麗後半期になると、中央の諸官庁が自己の必要とする物を京市(王京の市)で求め、対価を支払わずに弊害をもた

村婦安能細織、必求諸京、價貴難買、民將不堪、…… ……、忠烈朝、登第、累遷慶尚道按廉使、……、宰相曰、……、今又令諸道貢二十升黄麻布、紡績於女、工最難、

得するための費用だが、実際には、上京した郷吏がそれでもって京市で現物の綾・羅布を購求し、それを納入してい とある(傍点は筆者)。すなわち、ここでは地方から二十升という上質の黄麻布を貢納させようとすると、在地での織 通じる現象といえる。以上の諸点から判断して、①にみえる御衣襨用の綾・羅の絲価は、名目は織成原料の絹糸を買 き御衣襨用の綾・羅も当然上質のものが求められていたはずで、その意味で右の朱印遠伝の伝える内容はそれと一脈 成の難しさから、必ずや京市で現物を購求し、それを納入するはずであることが述べられている。 晋州から貢納すべ

たと思われるとの上記の推測はほぼ間違いないとみてよかろう。

得る。 はいえ、 紵麻布を徴収される形で郡県民全体が負担するものであったこと、また、農民の間に綾・羅の生産技術が普及したと 考えられる。その事例から、まず御衣襨用衣料貢納の主体は建前上は郡県(守令)であるが、実際には絲価としての ていたのであろう。①にみえる晋州の事例は甲坊による生産が衰退したあとのそれに代る負担の形態を示していると 御衣襨用の綾・羅の上納は貢賦の一環をなす負担である。恐らく、元来は在地甲坊で織成したものをもって納入し 上質のものの織成を可能にするほどには至らず、それらは京市での調達を余儀なくされたことなどを窺い

果すようになってきていた。前掲した①・①・〇などの記事のほかにも、京市において絹織物類が売買されていたこ とを示唆する次のような記事がある(傍点は筆者)。 上に述べたように、高麗後半期になると、王都開城の市(京市)が絹織物類、とくに上質品の入手に重要な役割を (741)

- (L) 宴、 林氏、商人信之女、丹陽大君之婢也、賣沙器、爲業、王見而幸之、……、乃封爲銀川翁主、……、生釋器、開福 奪市人帛、爲幣、……(『高麗史』巻八九后妃、 [忠恵王] 銀川翁主伝)
- (M) ……、恭譲即位、……、陸判密直司事兼吏曹判書、上疏曰、……、又御衣襨、令倉庫買賣供進、一匹之絹價、或· 謀利之徒、坐取重利、乞令倉庫奴隷、習織綾絹、以供内用、王納之 (同右巻一一七姜淮泊伝)
- (N) 力役、又無税錢、願自今、其紗・ 恭讓王三年(一三九一)三月、中郎將房士良、上書曰、……、竊觀本朝、農則履畝而税、 羅・綾叚・綃子・緜布等、皆用官印、隨其軽重・長短、逐一収税、潜行買賣者、 工則勞於公室、商則既無

高麗時代の絹織物生産について

六

並坐違制(同右巻七九食貨志二貨幣の条付市估の条)

(O) 戊戌の条) 子、敦尚儉素、以絶商販、敢有潜行商賈、其告捕者、必以其財、賞之、...... (同右巻四六恭讓王世家三年夏四月 郎舎許應等、上疏曰、……、謹以若干事目、條列于左、……、一曰、……、今無頼之徒、皆利遠方之物貨、不事本 朝廷雖大爲之防、毋使興行、然潜行・潜返之徒、豈能盡知之乎、……、 願自今、大小臣僚、皆毋得衣紗

は Mの「謀利之徒」、(0)の「無頼之徒」はいずれも各種織物を売る商人を指し、(0)の場合は後半部にある「商賈」に当る。 高麗では早くから京中の市廛(京市)の監察に当る機関として京市署が置かれていたが、その京市の実情について 『宣和奉使高麗図経』巻三城邑の貿易の条で徐兢が次の如く述べている(傍点は筆者)。

売られ、市人・商賈・市商などと呼ばれる人々も出現するようになったのであり、市としての実態も備ってきたと推 測される。 て、互いに交易をするにとどまっていたのである。しかし、高麗後半期に入ると、そこでは各種の品物が商品として(33) すなわち、常設店舗はなく、日中だけ男女・老幼、官吏や工伎(匠人)などが集って、各自保有する物品を持寄っ ……、蓋其俗、無居肆、惟以日中爲墟、男女·老幼·官吏·工伎、各以其所有、用以交易。……

商人が高麗人の需要の多い物資と判断して、多くの絹織物を高麗にもたらしていたであろうことは、『高麗史』巻一 のがあったことがわかる。また、京市の商人としては高麗人のほかに外来の南宋商人も含まれていた(前掲①)。南宋 ては、今後の課題としておきたい。ただ、京市で売られている絹織物としては綾・羅・絲・絹・紗・綃など多様なも 市人・商賈・市商などと称される人々の実態、京市の推移の状況などの具体的究明は重要な問題であるが、差当っ

珍重されていたが、金・高麗両国人間の国境を越えての自由な交易は認められていなかったのであるから、流入する 窺われる。上述の如く、金との関係を通して、 れていた南宋商人が、本国での禁令を理由に、 二九叛逆、崔忠献伝付崔怡伝の高宗一六年(一二二九)の条に、崔氏から代価(紵布)前渡しで、水牛角の購入を依頼さ 機会も量も極めて限定されていたはずである。従って、高麗後半期に入って、京市に商品として出まわるようになっ た絹織物の主流を占めたのは、はじめは南宋商人がもたらす中国江南方面産のものであったと推測される。 北方系の絹織物も流入し、中でも(契)丹絲と呼ばれる絹糸が高麗で 独自の判断で綵段を代替物として買って来た、とあることなどからも

多くの人と物資が両国間を往来した。それ以前に高麗と大陸方面を隔てていた国境線も実質的にとり払われた感があ られた。 2 らがモンゴルに入朝した際、 依托することもあり、さらに進んで、使節に随行して直接売買に当ることも多くみられた。また、 の物資を入手し、 0 0 (中国遼寧省) に出かけて、交易を行う場合もあった。例えば、元宗四年 (一二六三年) に、かつて朱英亮・鄭卿 た。こうした状況は明が元に代って以後も基本的に変わらずに継続した。こうして、高麗人が直接中国や大陸方面 元が中国統一を達成し、高麗がこれと事大関係を結んだ結果、高麗・中国間の人と物資の流れには大きな変化がみ 止方針にもかかわらず、 期の彼らの積極的活動について触れている。すなわち、高麗人商賈は大陸方面の物資の利益追求に努め、 高麗と元の都大都 関係者の処分をしているが、これは高麗人商賈の早い時期の活動を示す事例である。また、(35) 利益を得ることが可能になったのであり、彼らは、頻繁に中国に入朝する高麗の使節 (北京) の間は整備され、治安がよく安全な陸上交通路で直結され、それを中心にして、 請托を受けて一七人を帯同し、さかんに交易を行ったことが発覚し、一七人から銀瓶 さかんに大陸方面に往来し交易をしており、その根絶には彼らのもたらす紗・羅などに 独自に遼陽 に物資購入を 前掲(の)は 国家

世家三年五月己酉の条)中に、彼らの活動ぶりについてより具体的に次の如くみえる。 安魯生を西北面察訪別監に任じて、高麗人商賈の明との交易を禁じたが、それを伝える記事(『高麗史』巻四六恭譲王 対する需要を抑え、倹約徹底を図るしかないというのである。この〇における提案に応える形で、その一一日後に、

將牛馬・金銀・苧麻布、潜往遼・瀋、買賣者甚衆、國家雖禁之、未有著令、邊吏又不嚴禁、往來興

多くの高麗人商賈は牛馬・金銀・紵麻布等の土産品をもって遼陽・ 瀋陽方面に出かけて交易し、 しかも 国家の禁令 辺境郡県郷吏の統制も不徹底であったので、彼らの活動は極めて活発だったことがよくわかる。

どまらず庶・工・商、さらには奴婢など賤隷にも及ぶ、この時期の高級絹織物に対する需要層の大巾な拡大と当然そ 士・庶・工・商・賤隷、一禁沙・羅・綾叚之服、金・銀・珠玉之飾、以弛奢風、以嚴貴賤」とあるのは、単に士にと せよとあるのは、 販」すなわち官僚らに紗や羅の衣服の着用を禁じ、倹約・質素を徹底させる形で需要を絶って、商賈の活動を止めさ めていたと推測される。絹織物をめぐる商人の活動と京市でのそれらの活発な商品化は高麗国内での絹織物への需要 品として出まわる絹織物も、十二世紀末以後は、こうして高麗商人が中国や大陸方面からもたらしたものが主流を占 各種高級絹織物や原料絹糸、まだ高麗では珍しかった木綿布など各種織物類をもたらした。従って、高麗の京市に商 の増大と対応することはいうまでもない。 前掲(のに「願自今、大小臣僚、皆毋得衣紗・羅叚子、 以上のことからも窺えるように、高麗の商賈は各種の高麗土産品をもって中国や大陸方面に出かけて交易し、 (恭譲王三年―一三九一―三月)中に、「今也、無貴無賤、爭貿異土之物、路多帝服之奴、巷遍后飾之婢、 上記のことの端的な表現である。また、『高麗史』巻八五刑法志二禁令の条所収の中郎将房士良の上 敦尚儉素、 願自今、

の結果としておこる需要の増大を端的に物語っている。

絲・絹六千余匹を代価を支払わずに奪ったことがみえている。大府寺は「財貨の廩藏」を管掌する機構であり、 (36) 院は文・武官僚 点は筆者)。 の目的は「J)に明記されていないが、『高麗史』巻八四刑法志一職制の条所収の次の記事がそれを示唆してくれる(傍 れを利用したことはすでにみた通りである。さらに、前掲切には、大府寺・内侍院などが宋商人陳文広らの綾・羅 京市で売られる絹織物に対する需要者は決して個人に限られるものではなく、貢賦の納入に当る地方郡県もまたそ (両班)とは別箇の国王側近官僚群(内侍)の官庁で、ともに中央の官司である。これら二司の侵奪 内侍

自今以後、各司凡所須、不得於市廛侵奪、如不得已而徴求、當與其直 是年(忠烈王二四、一二九八)正月、忠宣王即位、下教曰、……、一、王京一國之本、要令人物安堵、不可搔擾、

(745)

自己の需要を京市の商品をもって満たそうとしているのである。 なすべての物品を調達していることがわかる。「Jの大府寺と内侍院は、そうした動きの一環として、 ここにみえる忠宣王の命令の内容から、逆に、当時中央諸官司が京市の商品を代価を払わずに強奪して、自己の必要 絹織物に対する

織署と掖庭局の高麗後半期における状況については、『高麗史』巻七七百官志二の雑織署の条及び都染署 は明文がなく、 中央の官司が必要とする絹織物類は元来主として前述の 中央 官営工場で 生産されたものが 充当されたと考えられ 高麗後半期に入って、中央官司も京市の商品をもって絹織物に対する需要を満たそうとする傾向が強くなったこ 中央官営工場による絹織物生産にも一定の影響を与えたはずである。高麗後半期における中央官営工場の状況 よくわからないのが実情である。ただ、 前掲印から絹織物関連の匠人が所属していたことのわかる雑

の在り方、そこでの絹織物生産などに何らかの変化――衰退の方向での――があったことはここから窺える。 詳細は未詳で、今後の課題とするほかないが、雑織署・掖庭局を中心に構成されていた絹織物に関する中央官営工場 を代ってとらせたというのであろう。参照すべき他の記録もなく、百官志の記述にも杜撰さがあるなどのことから、 局本来の任務が廃されたので、内謁者監・内侍伯・内謁者等の掖庭局の官員と長源亭(未詳)の直などに同局の事務 宣、以織染等事闕廢、令内謁者監・内侍伯・内謁者・長源亭直各二人、任其事」したとある。織紝・染色という織染宣、以織染等事闕廢、令内謁者監・内侍伯・内謁者・長源亭直各二人、任其事」したとある。織紝・染色という織染 王二)、再び雑織署と都染署に分離され、それぞれ名称・官制ともに旧に復している。ところが、その間に「後、忠 織染局となり、使(二人)、副使(一人)、直長(一人)などの官職・定員がおかれたが、二年後の一三一〇年(忠宣 る機構)の条などからある程度窺える。それによると、雑織署は一三○八年(忠宣王即位年)に都染署に合併されて

工場による絹織物生産はなくなっていたことを示していると判断される。 ととして、御衣襨用の絹織物を所轄倉庫に京市で購入して供進させているが、これは商賈を利するだけなので、中央 の所轄倉庫の奴婢に綾・絹織造の技術を習わせ、供進させるべきだとあるのは、高麗最末期の当時、すでに中央官営 中央官営工場で生産された絹織物はまた国王御用品にも充当されたであろう。とすると、前掲Mに、恭譲王代のこ

ようになったことが窺われる。これも高麗後半期における絹織物生産の変化の一つの現象とみられる。 便殿たる康安殿の後壁の襖を張り、書をよくする者に『無逸篇』を書写させたとある。崔氏は当時の高麗の実質的支便殿たる康安殿の後壁の襖を張り、書をよくする者に『無逸篇』を書写させたとある。崔氏は当時の高麗の実質的支 配者の地位にあった勢力であるが、この「私織の黄綾」は崔氏の自家内で織成した黄綾布の意であろう。 『高麗史』巻一二九叛逆、崔忠献伝付崔怡伝の高宗三一年(一二四四)の条には、崔怡が 中央官営工場での生産の衰退とは逆に、王都の権勢家の間には自家内で高級絹織物の織成を行う場合もみられる 「私織の黄綾」で国王の

び

絹織物は高麗支配層の地位と権威の象徴物として、あるいは富の象徴として、重要な役割を果した。 至る各種の絹織物が生産されて、国家の財源とされ、種々な形態で、多様な目的のために支出された。また、 以上、高麗時代の絹織物生産について管見を試みた。高麗では錦・綺・綾・羅等の高級品から紬のような普及品に 同時に

得ることは難しく、粗質の繭からも織成可能な紬が高麗の基本的絹織物の地位を占めた。 ないままになっていたのであり、 の方向に進み始めたが、それ程顕著な展開をみせた形跡は見出せない。その結果、良質の繭、さらには上質の絹糸を 確かに、高麗の絹織物織成の技術は優れていたが、その基礎は意外に弱かった。高麗では蚕桑技術が充分発達をみ 漸く一二世紀前半に至って、 中国の蚕書の導入による振興策がとられ、 改良・発展

合も基本的に同じ状況におかれた。 を中心に組織 高級絹織物の生産は中国商人のもたらす中国産の絹糸に大きく依存せざるを得なかった。 ・運営された中央官営工場はいうまでもなく、地方から貢納する高級絹織物を生産した在地の甲坊の 雑織署

真綿などの生産 両所の生産活動 が連帯して負うべき世襲的・団体的負担として国家から課せられた、片や紬の、片や絹糸の生産・貢納に従事した。 一方、 上記の如き高麗蚕桑法自体の土台上で絹織物生産に当る中心的機構が紬所と絲所である。 ・貢納を課せられていた。 は高麗の税目の一つである貢賦の一環をなしたが、郡県の民も貢賦の一環として紬と絹糸、さらには いずれ も住民全体

高麗中期以後の内外の政治的変動、国内の社会的変動は、元来対外関係とも郡県制支配とも密接な関連をもってい 高麗時代の絹織物生産について

た絹織物生産にも一定の変化をもたらした。

うになった。 展、甲坊での織成技術の一般への普及などの動きの上にであろうが、郡県民による綾・羅の生産・貢納もみられるよ 生産・貢納は郡県民の負担に一元化されていった。甲坊での絹織物生産もみられなくなり、恐らく蚕桑法の改良・発 紬所・絲所は郡県制変革の動きの中で、県に昇格したり、郡県に吸収されたりする形で消滅していき、紬や絹糸の

まり、それに対応して、中央官営工場での生産も次第に衰退していったと考えられる。最後の時期に至るまで、高麗 の絹織物生産は、外国産の絹織物と密接な関係をもって推移したといえよう。 開した。 活動が顕著になった。当初海路による南宋商人が、次いで元の統一と共に、高麗人が直接陸路を往来して、交易を展 一方、中央では京市を中心に中国や大陸方面産の絹織物の売買がさかんになり、市人・商賈などと称される人々の 絹織物の貢納を課せられた地方官衙はもとより、中央諸官司も絹織物の需要を京市の商品で満たす傾向が強

ì

- (1) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(『朝鮮学報』五〇 一九六九年)
- (2) 丸亀金作「高麗と宋の通交問題」(『朝鮮学報』一七、一八 一九六〇、六一年)、日野開三郎「国際交流史上より見た満鮮 『三上次男博士頌寿記念論集』一九七九年)など参照。 |絹織物(二)|---新羅大統一時代---」(同上六三 一九七二年)、池田温「麗宋通交の一面--進奉・下賜品をめぐって---」
- (3) 前註所掲の諸論考参照。
- (4) 日野開三郎前掲論文一〇三頁~一〇五頁。
- (5)李熙徳「高麗禄俸制の研究」(『李弘稙博士回甲紀念韓国史学論叢』(一九七三年 ソウル)一八七頁~一八八頁。

- (6) この民長を村長・村正とする見解は李佑成「麗代百姓考」(『歴史学報』一四 考」(同『高麗兵制史研究』一九六八年 ソウル、所収)などにみえる。 一九六一年、ソウル)、李基白「高麗州県軍
- (7) 『宣和奉使高麗図経』巻七冠服の条、巻一九民庶の条。
- (8) 原文を示すと、次の通りである。 高麗頭巾、惟是重文羅、一巾之價、準米一石、細民無貲可得、復恥露頭與罪囚無別、故作竹冠、冠之

皂羅蒙首、製以三幅、幅・長八尺

- 細民之家、特無蒙首之物、盖其直、凖白金一斤、力所不及、非有禁也
- (10) 王毓瑚『中国農学書録』(復刻版 一九七五年)

金哲埈「崔承老の時務二十八条」(同『韓国古代社会研究』一九七五年 ソウル、所収)参照。

- (11) 丁と白丁については、旗田巍「高麗時代の白丁――身分・職役・土地――」(同『朝鮮中世社会史の研究』一九七二年 所
- (12) 原文を示すと、次の通りである。

者、留於王府、比年器服益工、…… 高麗工技至巧、其絶藝、悉歸於公、如幞頭所・將作監、乃其所也、……、亦聞、契丹降虜欺萬人、其工技、十有一、其精巧

- (13) 旗田巍「高麗の武散階――郷吏・耽羅の王族・女真の酋長・老兵・工匠・楽人の位階――」(同 前掲書 所収)参照。
- 14 北村秀人「高麗時代の渤海系民大氏について」(『三上次男博士喜寿記念論文集』歴史編 一九八五年)第一章参照。
- (15) 日野開三郎「国際交流史上より見た満鮮の絹織物 (三) ——渤海国の絹織物—— 附説 一九七七年)三〇頁~三六頁。 契丹の蕃羅」(『朝鮮学報』 八二
- (16) 朴孝信「高麗時代の『内侍』――その独自性と別称――」(『駿台史学』一九 一九六六年)。
- 17 『高麗史』巻一八毅宗世家一九年夏四月甲申の条、同上巻九八金富軾伝付金敦中伝。
- 18 辺大燮「高麗前期の外官制 ――地方機構の行政体系――」、「高麗按察使考」(いずれも同『高麗政治制度史研究』 一九七

年ソウル、所収)など参照。

高麗時代の絹織物生産について

19 同じことを伝える『高麗史節要』巻二〇忠烈王五年六月の条には「初胆爲慶尚道按廉、以晉州守白玄錫重歛内衣襨綾・羅絲・

- 價布、劾之」とある(傍点は筆者)。
- (20) その点についてはそれぞれ旗田巍 「高麗時代の賤民制度 『部曲』 について」(同 『所』制度について」(前掲)などを参照。 前掲書 所収)、北村秀人「高麗時代の
- (21) それらのうち、郷・部曲については旗田巍前註所掲論文、所については北村秀人前註所掲論文をそれぞれ参照。荘・処につ いては旗田巍「高麗時代の王室の荘園――荘・処」(同 前掲書 所収)参照。
- (22) 専論として李恵玉「高麗時代貢賦制の一研究」(『韓国史研究』三一 一九八〇年 ソウル)があるが、関連研究の取り扱い 一九三九年)を比較的重視しているが、高麗の社会を無前提に唐のそれと同一視し、その前提に立って議論を進め、しかも方 方、史料の検討・解釈等いろいろな面で問題がある。とくに、今堀誠二「高麗賦役考覈」(『社会経済史学』九一三、四、五 法的にも杜撰さの目立つ今堀氏の論考の批判・止揚から貢賦を含む高麗税制の研究は始められるべきである。
- (23) 以上、所制度全般に関する説明は北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲)参照。
- (24) 北村秀人「高麗時代の『所」制度について」(前掲) 一四頁。
- (25) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 一三頁~一四頁、四三頁~四四頁。
- (26) 原文を示すと、次の通りである。

明宗時、爲西北面兵馬使、歛民財貨、數獻內府、……、世裕嘗在西北面、歛民蠒絲及珍玩之物、詐稱貢獻、驛輸其家

(27) 『高麗史』巻八五刑法志二禁令の条には、次のような記事がある。(傍点は筆者)。 故燒人屋舍・蠶箔・五穀積聚者、首、處死、從者、脊杖二十

の一端を窺い得る。 本古代史講座』七 一九八二年、一九七頁~一九九頁)。 蚕箔は養蚕具の一つであり、右の記事によって、 当時の高麗の養蚕 その時々の高麗の実情が反映されているはずである(北村秀人「朝鮮における『律令制』の変質」『東アジア世界における日 これは『宋刑統』所引の唐代勅の付記に倣ったものとされる(花村美樹「高麗律」『京城帝大法学会論集』九 一〇一頁~一〇三頁)。しかし、こうした無年月記事は元来具体的な時期に政令として発布されたものであり、当然そこには 一九三七年、

- (28)以上、北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲)五三頁~六〇頁参照。
- (29) 北村秀人「高麗時代の『所』制度について」(前掲) 六○頁。

(30)原文を示すと、次の通りである。

韋席等物、實爲民弊、誠宜禁之、……、王嘉納 (忠烈王) 二十二年五月、中賛洪子藩、條上便民事、……、一、豪勢之家、遣人州縣、以銀瓶等物、 強市民間細布・綾・羅

(31) 『高麗史』巻七七百官志二外職の条

按廉使、……、睿宗八年、復改爲按察使、忠烈王二年、改按察使、爲按廉使、……

(32) 『高麗史』巻二九忠烈王世家五年六月丁丑朔の条に、

罷左司議大夫權

理·晉州牧副使崔旵

とある。

(33) 同じ事柄について、徐兢は『宣和奉使高麗図経』巻一九民庶の条の序文で、「商賈不遠行、惟日中則赴都市(王京の市)、 すなわち商賈だったのである。 各以其所有、易其所無、熙熙如也」と述べている。要するに、この段階では、交易に従事する男女、老幼、官吏、工伎などが

(34) 市商という表現は『高麗史』巻八九后妃、(忠烈王) 斉国大長公主伝に、忠烈王二年のこととして、「有一尼、獻白苧布、 細如蟬翼、雑以花紋、公主以示市商、皆云、前所未覩也」とある。(傍点筆者)。

(35) 『高麗史』巻二五元宗世家四年一二月壬戌の条

(36) 『高麗史』巻七六百官志一内府寺の条

(37) 朴孝信前揭論文参照。

(38) 原文を示すと次の通りである。

染署、復置令、正八品、丞、正九品。…… 六品、直長一人、從七品、後忠宣、以織染等事闕廢、令内謁者監・内侍伯・内謁者・長源亭直各二人、任其事、二年、分爲都 都染署、掌色染、……、忠烈王三十四年、忠宣併雜織署、爲織染局、屬繕工司、置使二人、其一兼官、從五品、 副使一人、從

雜織署、掌織絍、……、忠烈王三十四年、忠宣併於都染署、為織染局、後復置雜織署、令・丞、如故。……

(39) 原文を示すと次の通りである。

大卿任景純子峘、善書、怡愛之、養以爲子、改姓崔、授將軍、……、怡嘗以私織全幅黄綾、 粧康安殿後壁障子、 令恒寫無逸

八〇

篇、王見而嘉之、賞賜甚多

高麗時代の絹織物生産について